## ○条例の対象事業

事業規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業を対象事業としています。 大別して、次のとおり14種類の事業を定めています。 (対象事業の概要ですので、具体的には岡山県環境企画課(tel:086-226-7299) にお問合せください。)

事業区分			対象規模	
		高速道路	(*1)	
1	道路の新設及び改築	一般国道	2 車線以上の自動車専用道路	
			4 車線以上かつ 7.5km 以上の道路(*2)	
		大規模林道	幅員が 6.5m 以上かつ長さ 15km 以上(*2)	
			2 車線以上の自動車専用道路	
		一般国道・大規模林道以外	4 車線以上かつ 7.5km 以上の道路	
2	河川	ダムの新築	貯水池の区域の面積 50ha 以上	
		堰の新築及び改築	(新築)湛水面積 75ha 以上(*2)	
			(改築) 改築後の湛水面積が 75ha 以上かつ湛水面積	
			37. 5ha 以上增加	
		放水路の新築	改変面積 75ha 以上(*2)	
3	鉄道・軌道の建設及び	鉄道・軌道の建設及び 新幹線鉄道 (*1)		
	改良	普通鉄道、軌道	すべて	
	飛行場の設置又は変更		(設置) 滑走路の長さ 1,875m 以上(*2)	
4			(変更)滑走路 375m以上の延長で、延長後 1,875m	
			以上となるもの(*2)	
	電気工作物の設置又は変更	水力発電所	1万kW以上	
		   火力発電所(地熱を除く。)	7.5万kW以上	
5			(環境影響評価を行う必要がないと認められるもの(*3)を除く。)	
		原子力発電所 太陽電池発電所(*4)	(*1)	
			改変面積(*5)20ha 以上	
		風力発電所 高圧送電線	1,500kW以上	
G	<u> </u>		50 万 V 以上 # *** *** *** *** *** *** *** *** ***	
6	石作 小田 ツ 連立 し及い	水面の埋立て及び干拓埋立又は干拓の面積 10ha 以上埋立処分場所 5ha 以上又は		
7	廃棄物処理施設の設 置又は変更	廃棄物最終処分場	建立処分場所 sna 以上又は 改変面積 10ha 以上	
		廃棄物焼却施設	処理能力 4t/時以上	
			特別地域を含む区域(*7)	改変面積 10ha 以上
8-① 工業団地の造成			特別地域を含まない区域 (*7)	改変面積 50ha 以上
8-② 製造業等に係る工場又は 事業場の新設又は増設(*6)			特別地域を含む区域(*7)	改変面積 10ha 以上
			特別地域を含まない区域 (*7)	改変面積 50ha 以上
			最大排ガス量 10 万 Nm³/時以上	
			平均排水量 1 万 m³/日以上	
9	住宅団地の造成		改変面積 10ha 以上	

10 流通業務団地の造	<del>.t.</del>	特別地域を含む区域(*7)	改変面積 10ha 以上
10 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	1,	特別地域を含まない区域(*7)	改変面積 50ha 以上
11 レクリエーション	施設等の新設又は増設	改変面積(*8)10ha以上	
(スキー場、キャン	プ場、公園を含む)		
12 下水道終末処理場	の新設又は増設	平均的な全体計画下水量 3 千 m³/日以上	
	特別地域を含まない区域で8		
13 面的複合開発	と10を併せて実施するもの	改変面積 50ha 以上	
(7~12の複合事業)	(*7)		
	上記以外のもの	改変面積 10ha 以上	
	土石の採取	改変面積 20ha 以上	
14 その他	土地区画整理事業	改変面積 75ha 以上	
	試験研究施設の新設又は増設	改変面積 10ha 以上	

## 注)\*1 環境影響評価法第一種事業に該当

- \*2 環境影響評価法第二種事業の判定に漏れた場合
- \*3 排出ガスの増加量が十万立方メートル毎時未満であり、温排水による海水への影響がないもの
- \*4 太陽電池発電所については、令和2年4月1日から施行
- \*5 土地の区画形質の変更面積又は樹木の伐採等の面積
- \*6 太陽電池発電所のみを設置する事業を除く。
- \*7 特別地域:国立公園、国定公園、県立自然公園、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、環境緑地保護地域、郷土自然保護地域、郷土記念物、生息地等保護区、鳥獣保護区の区域(以上の区域についてはその周囲200mを含む。)、市街化調整区域(地区計画区域を除く。)及び知事が指定する区域をいう
- \*8 スキー場、キャンプ場、公園にあっては、土地の区画形質の変更面積又は樹木の伐採等の面積